

個別避難計画作成等に関する重要事項

- 個別避難計画は、ご本人又はそのご家族等の了解の下で、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。
- 個別避難計画（緊急連絡先及び地域支援者の情報も含む）は、災害対策での活用※を目的として、平常時から三鷹市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供されます。

※災害対策での活用には、避難支援等関係者による訪問など、平常時の見守り活動も含まれます。

◆避難支援等関係者◆

三鷹市と協定を締結し、個人情報の適切な管理を行うとともに、平常時から個別避難計画の活用等を行う機関・団体等です。（例：三鷹警察署、消防関係組織、民生・児童委員、町会・自治会・マンション管理組合、地域包括支援センター等）

- 作成した個別避難計画は内容等の確認のため、緊急連絡先、地域支援者及び作成に携わった福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）に提供されます。
- 個別避難計画の作成・更新に当たり、避難行動要支援者名簿に登録されている情報や、市が保有している情報を公簿（住民基本台帳等）で確認し使用します。更新後の情報を避難支援等関係者に提供します。
- 個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ情報提供することにより、避難支援等関係者から災害発生時等における避難行動の際の支援を受ける可能性は高まりますが、災害発生時等の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。
また、避難支援等関係者の活動は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- 地域支援者は、自身や家族などの安全が前提のため、個別避難計画に記載されたことによって、災害時の避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。
また、地域支援者の活動は、法的な責任や義務を負うものではありません。
- 避難支援等関係者への個別避難計画の提供は、変更や辞退等の申し出がない限り自動的に継続します。